行政の焦点

過労死等防止対策推進法の施行について

過労死等防止対策推進法（以下「法」）が平成26年6月27日に公布され、その後、平成26年10月17日に公布された「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」により、法の施行期日は、平成26年11月1日と定められました。

「過労死等防止対策推進協議会令」についても、平成26年10月17日に公布され、法と同様に平成26年11月1日に施行することとされました。

過労死等防止対策については、今後、法7条の規定に基づいて政府が定める過労死等の防止のための対策に関する大綱において具体化が図られることとなっており、厚生労働省においては、今後、同大綱の案について過労死等防止対策推進協議会の意見を聴きつつ、同大綱の作成に向けて取り組むこととされています。

法において、国は、法の基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされているほか、事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めなければならないことや、国民は、過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとするともされています。

つきましては、法の趣旨等をご理解いただき、過労死等の防止のための対策の推進にご協力いただけますようお願いします。

【過労死等防止対策推進法】（概要）

◇目的

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与すること。

◇定義

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害。

◇基本理念

1、過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない。

2、国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならない。

◇国の責務等

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定。

◇過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を設ける。

◇過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない。

◇過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置。